

葉山町要保護児童対策地域協議会

葉山町では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、葉山町における要保護児童等の適切な保護を図ることを目的として、平成 18 年 4 月 1 日に、「葉山町要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

- 1 要保護児童対策調整機関の名称（児童福祉法第 25 条の 2 第 4 項）
葉山町福祉部子ども育成課

- 2 葉山町要保護児童対策地域協議会の関係機関等の名称等（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項及び第 25 条の 5 各号）

国又は地方公共団体の機関 （児童福祉法第 25 条の 5 第 1 号）	鎌倉三浦地域児童相談所
	鎌倉保健福祉事務所
	葉山警察署
	葉山町消防署
	葉山町教育委員会 学校教育課
	葉山小学校
	一色小学校
	長柄小学校
	上山口小学校
	葉山中学校
	南郷中学校
	葉山町教育研究所
	葉山保育園
	子ども育成課
法人 （児童福祉法第 25 条の 5 第 2 号）	逗葉医師会
	葉山町社会福祉協議会
	幸保愛児園
	あおぞら幼稚園
	あけの星幼稚園
	どれみ幼稚園
	御国幼稚園
	明照幼稚園
	葉山にこここ保育園
	おひさま保育室
	風の子保育園
国又は地方公共団体の機関及び法人以外の者 （児童福祉法第 25 条の 5 第 3 号）	みんくいナーサリー
	葉山町民生委員児童委員協議会
	鎌倉三浦地区里親会
	学識経験者